

# ○奈良市議会会議規則（抄）

## （議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第 37 条 会議に付する事件は、第 134 条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、  
会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常  
任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議  
決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認める  
ときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又  
は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会への付託は、討論を用いない  
で会議にはかつて省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまつて議題とする。